JA鈴鹿 「農業者所得向上・地域活性化」に向けた総合支援策 ≪令和5年度≫

1. 営農振興基金による支援

A. 振興園芸事業

対象作物	1	白ネギ			
	2	加工用野菜(カボチャ、ハクサイ)、振興野菜(白ネギ、キャベツ、三重なばな、ニンニク、サトイモ)			
対象者	1	10 a (1,000 m²)	0 a (1,000 m²) 以上の新規取組 (新規就農者、経営転換等) もしくは 10 a 以上の規模拡大を行う方		
	2	5a(500㎡)以上の新規取組(新規就農者、経営転換者)もしくは 5a以上の規模拡大を行う方			
対象経費	1	資材費 機械・設備	新規取組にかかる経費(播種器、ネギネット) 新規取組および規模拡大にかかる経費 (育苗ハウス、定植機、土寄せ機、収穫機、出荷調製機械・設備)		
	2	資材費	新規取組および規模拡大にかかる経費(マルチ、不織布等)		
助成内容	1	新規取組 規模拡大	上記の経費合計額の 50%以内(限度額:100 万円/経営体) 上記の経費のうち、機械・設備にかかる費用の 50%以内(限度額:100 万円/経営体)		
	2	上記の経費 ※ただし、拡大し	レた面積1a(100 ㎡)あたり 5,000 円以内(限度額:10 万円/経営体)		

B. 施設園芸事業

対象作物	施設園芸作物				
対 象 者	1a(100 ㎡)以上の新規取組(新規就農者、経営転換等)				
対象経費	施設設備	新規取組にかかる経費(パイプハウス一式、潅水設備、加温設備等)			
助成内容	上記の経費の 50%以内 (限度額:100万円/経営体)				

C. 多彩な野菜づくり応援事業

対象作物	園芸作物全般				
対 象 者	1a(100 ㎡)以上の規模拡大を行う方				
対象経費	種苗費	規模拡大にかかる経費			
助成内容	上記の経費 ※ ただし、拡大した面積 1 a (100 m) あたり 5,000 円以内(限度額:5 万円/経営体)				

D. その他事業

対象作物	当組合の審査会が適当と認めた作物			
対 象 者	10 a (1,000 ㎡)以上の新規取組(新規就農者、経営転換等)もしくは 10 a 以上の規模拡大を行う方			
対象経費	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費		
助成内容	上記の経費の 50%以内(限度額:100万円/経営体)			

- ※ Aの①・B・Dの各事業は、3年間の事業計画書を提出していただき、その計画が審査会によって適当であると認められた方が 助成対象となります。
- Aの②・Cの事業は、助成申請書を提出していただき、事業完了後に実績報告をしていただく方が助成の対象となります。
- ※ 助成対象経費のうち、機械・設備については 100 万円が上限となりますが、助成回数の制限はありません。また、汎用性のあ
- る機械は助成対象となりませんのでご留意下さい。 ※ 事業完了後3年間の事業実績が計画どおり進捗し、審査会で適当であると認められた方は、50万円を限度として再助成の対象とします。ただし、機械・設備の新規購入費用を対象とし、既存の機械・設備の更新費用は対象外となります。
- ※ 行政等からの補助金の交付を受けた方、または受ける予定がある方は対象外とします。

2. 地域・農業活性化に向けた新たな支援策

名 称	要件	助成(支援)内容	お問い合わせ先
GAP認証取得支援	「JGAP」、「ASIAGAP」、「GLOBALG. A. P」 のいずれかの認証を取得するため に必要な費用を助成します。	① GAP認証の取得に係る審査費用の50%(上限20万円) ② ICTを活用した情報システムの利用費用の50%(上限5万円) ③ 残留農薬、土壌及び水質の分析・調査費用の50%(上限5万円) ※ 国・県等が実施する他の助成事業を受けるものは除きます。	営農指導課 ☎ 059-384-1126 農畜産課 ☎ 059-384-1163
獣害被害対策支援	〈防護柵〉 鈴鹿市・亀山市・四日市市から獣害 被害対策に関する補助を受け、防護 柵を設置された方。	〈防護柵〉 行政が行う補助事業の補助残の 50%相当額または15万円のいずれ か低い金額。ただし、行政から交 付される補助金額の50%が上限と なります。	営農指導課 25 059-384-1126
農業関連免許等取得支援	農業経営を行うために必要な免許 および資格の取得費用を助成しま す。	各種免許および資格の取得費用の50%(上限5万円) 《対象免許・資格》 大型特殊自動車(限定解除含む)・ けん引自動車・フォークリフト・ ボイラー技士・農業機械士・農薬 管理指導士・マルチローター技能 認定など	農畜産課 25 059-384-1163
農機格納点検整備料助成	コンバインまたは田植機の格納点 検整備を受けた方を対象に助成し ます。	点検整備料の基本料金の 20%	農機課 (整備センター) ☎ 059-379-5510
農業資金借入者への 負担軽減措置	農業経営資金(借入金額 100 万円以 上)を新規借入される方の金利の負 担を軽減します。	借入当初 3 年間の借入金利を最大 1%減免します。	融資課 (ローンセンター) 25 059-384-1115
高齢者健康支援	ふらっとほーむでの福祉活動に参 加するボランティア会員	健康測定器具の無償貸与	生活福祉課 25 059-384-1123

※助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

各支援事業の詳しい内容については、チラシ・募集要項等でご確認いただくか、担当窓口へお問合せ下さい。